

## 第 1 章 審査の基本方針と審査の流れ

---

### 1. 審査の基本方針

---

審査官は、意匠登録出願について、意匠権が付与されるべきものかどうかに関わる実体的な審査を行う。審査官には、高度な専門知識のもとに、公正な判断を行うことが求められる。

審査官は、審査を行うにあたり、特に以下の点に留意する。

- (1) 迅速性、的確性及び公平性を確保することに留意しつつ、審査基準等の指針に則って、統一のとれた審査をする。
- (2) 先行意匠等の調査及び登録要件等の判断に関し、審査の質の維持と一層の向上に努める。
- (3) 出願人及び代理人（以下「出願人」という。）との意思疎通の確保に留意しつつ、効率的な審査をする。

### 2. 審査の流れ

---

審査官は、以下の流れで意匠登録出願の審査を行う。それぞれの手順の詳細については、第 2 章「意匠審査の手順」を参照されたい。また、実体審査の主な流れを図 1 に示す。

#### (1) 意匠登録出願に係る意匠の認定

審査官は、まず意匠登録出願に係る意匠（以下「出願された意匠」という場合がある。）を認定する。意匠の認定においては、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断する。審査官は、出願された意匠の認定を行いつつ、工業上利用することができる意匠に該当するかどうか（意匠法第 3 条第 1 項柱書）、意匠ごとに出願された意匠であるかどうか（意匠法第 7 条）についても検討を行う。また、組物の意匠として出願されたものについては、意匠法第 8 条の要件を、内装の意匠として出願されたものについては、意匠法第 8 条の 2 の要件を満たしているかどうかについても検討を行う。

#### (2) 先行意匠等の調査

審査官は、出願された意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第 3 条第 1 項各号及び第 2 項、同第 3 条の 2）、先願の要件（意匠法第 9 条）及び関連意匠の要件

(意匠法第 10 条) の判断に資する ①先行意匠、②日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合(形状等)又は画像(以下、①と②を併せて「先行意匠等」という。)を発見するために、先行意匠等の調査を行う。

### (3) 新規性、創作非容易性等の検討

審査官は、先行意匠等の調査にて発見された先行意匠等の内容が、出願された意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件(意匠法第 3 条第 1 項各号及び第 2 項、同第 3 条の 2)、又は先願の要件(意匠法第 9 条)に関する拒絶理由を構成するものであるか否かについて検討する。

また、審査官は、その他、意匠登録出願が意匠法第 17 条各号に規定された拒絶理由に該当するものか否かについて検討する。

### (4) 拒絶理由の通知、協議指令

審査官は、検討の結果、拒絶理由を発見した場合は、拒絶理由を通知する(意匠法第 19 条において準用する特許法第 50 条)。拒絶理由は、できるだけ平明な文章で、要点をわかりやすく記載する。

同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があった場合は、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第 9 条第 2 項の前段の規定に該当し、意匠法第 9 条第 4 項の規定による特許庁長官名の協議指令を行う。

国際意匠登録出願の場合には、拒絶理由の通知又は協議指令は、国際事務局に対する拒絶の通報(ジュネーブ改正協定第 12 条)により行う。

### (5) 意見書、手続補正書等の検討

審査官は、意見書又は手続補正書が提出された場合は、意見書を精読し、意見書の内容を十分に理解した上で、意見書において主張されている各事項について検討を行い、また、手続補正書の内容を十分に検討し、先に示した拒絶理由が解消されたかどうかを判断する。

審査官は、手続補正書が提出された場合は、出願当初と補正後の各々の意匠について比較し、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨が変更されていないことを確認する。

審査官は、願書又は図面等に対してなされた補正が、意匠の要旨を変更するものであるときは、その補正を決定をもって却下する。

(6) 査定

審査官は、拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする。意見書又は手続補正書の提出により拒絶理由が解消され、他に拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする（意匠法第 18 条）。

また、審査官は、意見書又は手続補正書の内容を検討しても、通知した拒絶理由が解消されていないと判断したときは、拒絶査定をする（意匠法第 17 条）。審査官は、拒絶査定に際しては、通知した拒絶理由が解消されていない具体的な理由を平明な文章で記載する。

図 1 審査の主な流れ

